

2025 JAかとり定期貯金 農畜産物生産者 応援キャンペーン

キャンペーン期間

令和7年9月22日(月) ~ 令和7年12月30日(火)

スーパー定期貯金
店頭表示金利に**年0.1%上乗せ!**
(預入期間1年)



©よりぞう

実りの秋 日頃のご愛顧に 感謝を込めて!!

・令和7年8月1日から令和7年12月30日までの間にご利用いただいている当JAの普通貯金口座に農畜産物の販売代金をご入金いただいた組合員の皆様には所定の定期貯金の通常金利にプラス0.1パーセント上乗せしてお預かりいたします。

<商品概要>◆貯金の種類：預入期間1年のスーパー定期貯金*ATMおよびJAネットバンクからのお預け入れはできません。
◆お預入金額：販売代金を受入額とします。ただし、受入額の上限は1,000万円とします。◆適用金利：店頭表示金利が適用されます。
◆お取扱対象：個人及び法人。◆対象資金：農畜産物の販売代金に限ります。◆中途解約：満期日前の解約はできません。やむを得ず解約された場合は所定の中途解約利率が適用されます。

詳しい商品内容は店頭またはホームページの説明書をご覧ください。
お問い合わせ・お申し込みは各窓口までお気軽に!

 JAかとり

下総支店 tel.0476-96-0006
神崎支店 tel.0478-72-2131
大栄支店 tel.0476-73-4411
小見川支店 tel.0478-82-2151
山田支店 tel.0478-78-4433

東庄支店 tel.0478-86-3431
栗源支店 tel.0478-75-2411
佐原支店 tel.0478-54-1145
多古支店 tel.0479-76-2011

PC、スマホからインターネットでかんたん仮申込

JAネットローン

マイカーローン

リフォームローン

カードローン

教育ローン

フリーローン

24時間365日仮審査受付!!



商品概要説明書
農畜産物生産者応援定期貯金

(2025年9月22日現在)

商品名	・「農畜産物生産者応援定期貯金」 通称：ファーマーズ応援定期 ※「スーパー定期貯金」の内容を一部変更した商品です。
ご利用いただける方	・個人及び法人。 ・農畜産物の販売代金受入口座を有している方。
期間	・定型方式 1年 ・自動継続のみの取扱いになります。
募集期間	・令和7年9月22日(月)～令和7年12月30日(火)
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ※本商品はATM及びJAネットバンク(「JAバンクアプリプラス」を含む)からのお預け入れはできません。 ・販売金額を受入額とします。ただし、受入額の上限は1,000万円までとします。 ・1円単位
預入条件	・令和7年8月1日から12月30日までの間に農畜産物販売代金の受入れがある方。
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続後の適用金利は継続日当日の店頭表示金利となります。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税、 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
特典	・金利上乘せ 店頭表示金利+年0.10% ※金利環境の変化等があった場合は、予告なく商品内容・条件等を変更させていただくことがあります。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組み入れることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・令和4年11月29日より通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話：0478-70-7715)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会紛争解決センター (電話：03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3581-2249) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAかとり